

平成19年6月宮崎県定例県議会

# 産業活性化・雇用対策特別委員会会議録

平成19年6月25日

場 所 第5委員会室

平成19年6月25日(月曜日)

午前10時4分開会

会議に付した案件

○概要説明

県土整備部

1. 建設産業の活性化について

商工観光労働部

1. 誘致企業の雇用状況等について

2. 中小企業融資制度について

○協議事項

1. 県内調査について

2. 次回委員会について

3. その他

出席委員(13人)

委員	長	外山	衛
副委員	長	武井	俊輔
委員		外山	三博
委員		福田	作弥
委員		徳重	忠夫
委員		星原	透
委員		十屋	幸平
委員		河野	安
委員		鳥飼	謙二
委員		長友	安弘
委員		権藤	梅義
委員		前屋敷	恵美
委員		川添	博

欠席委員(1人)

委員 山下 博三

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 野口 宏一

県土整備部次長(総括) 濱 砂 公一

県土整備部次長(道路・河川・港湾担当) 山田 康夫

県土整備部次長(都市計画・建築担当) 江川 雅俊

管理課長 持原 道雄

部参事兼技術検査課長 児玉 幸二

道路建設課長 荒川 孝成

道路保全課長 東 康雄

河川課長 児玉 宏紀

建築住宅課長 藤原 憲一

商工観光労働部

商工観光労働部長 高山 幹男

商工観光労働部次長(商工担当) 河野 富二喜

部参事兼商工政策課長 内栞 保博秋

新産業支援課長 矢野 好孝

地域産業振興課長 工藤 良長

経営金融課長 古賀 孝士

観光・リゾート課長 橋口 貴至

労働政策課長 西 盾夫

企業立地対策監 森 幸男

地域雇用対策監 金丸 裕一

事務局職員出席者

政策調査課主事 近田 暁洋

議事課主査 山中 康二

○外山衛委員長 ただいまから産業活性化・雇用対策特別委員会を開会いたします。

まず、きょうの日程でございますけれども、

お手元に配付の日程（案）をご覧ください。まず、県土整備部に「建設産業の活性化について」説明をいただきます。次に、商工観光労働部に「誘致企業の雇用状況等について」、また「中小企業融資制度について」説明をしていただきまして、その後、7月に予定しております県南調査の計画等についての御協議をいただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山衛委員長** それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

午前10時7分再開

**○外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

県土整備部においていただきました。概要説明に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、委員長に選任いただきました外山衛でございます。今、談合問題を受けて大変な状況になりますが、当委員会、産業活性化と雇用を対象とした委員会でございます。向こう1年間、調査活動を実施いたしますが、また、皆様には、当委員会の調査の一環として御協力をお願いしたいと思います。大変難しい課題が山積しておりますけれども、解決の、あるいはいい方向へ向かう一助になればと思って当委員会を進めていきたいと思っております。

委員会の委員につきましては、お手元に配付の名簿がございますので、省略いたします。また、執行部につきましても、幹部職員名簿がお手元がございますので、これも省略をいたしま

す。

それでは、概要説明をお願い申し上げます。

**○野口県土整備部長** 県土整備部長の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

私どもが所管しております業務は、安全で快適な暮らしの確保や地域の自立ある発展を図るため、社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくこととございます。また、同時に、公共事業の執行を通じまして、本県の景気浮揚や雇用対策など、地域経済の活性化に果たす役割も重要なものかと考えております。

本日は、「建設産業の活性化について」、この後、管理課長から御説明申し上げますが、職員一丸となりまして、今後とも、県土整備行政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御支援のほどよろしくお願ひいたしたいと存じております。

なお、本日出席しております職員の紹介は、委員会資料1ページに記載しております名簿により紹介にかえさせていただきます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

**○持原管理課長** 管理課でございます。「建設産業の活性化について」御説明いたします。

初めに、本県建設業の姿についてでございます。

配付資料の2ページをお開きください。現在公表されておりますデータでは、平成16年度県内の総生産は3兆5,937億円で、そのうち建設業は全体の8.6%、3,097億円となっております。

次に、事業所数でございますけれども、全体の11.7%、6,596事業所ございまして、従業者数は、平成17年の国勢調査によりますと、5

万6,650人、全体の10.2%となっておりまして、事業所数、従業者数とも県内の約1割を占めております。

次に、建設投資額と建設業許可業者数の推移についてでございます。過去20年間の状況を見ますと、建設投資のピークは平成5年度の8,384億円で、その後、徐々に減少いたしまして、平成17年度には5,287億円にまで大きく減少いたしております。その水準から申しますと約6割の水準でございます。ここには出ておりませんが、国の状況、国家全体の建設投資の状況を見ますと、平成4年度が84兆円でピークでございます。そして、平成18年度の見込みでは53兆ということで、我が県における建設投資と同様に、約6割の水準、4割が減少しているという状況でございます。一方、建設業者数でございますけれども、平成5年度、6,023社で、その後若干の増減はございますけれども、ほぼ横ばいで推移いたしまして、平成17年度末には5,817社とやや減少し、ここには書かれておりませんが、平成18年度末で5,525社を数えております。建設投資額の大幅な減少と比較いたしますと、建設業者数の減少幅は小さく、全国的にも言われておりますけれども、需要と供給がアンバランスな状況でございます。

本題でございます新分野進出など、建設産業の活性化についての取組を御説明申し上げます前に、若干、建設業の倒産・廃業等について御説明申し上げます。資料3ページ、下段の参考1のところをご覧ください。平成12年度、89件の倒産がございまして、その後、倒産件数は徐々に減少傾向にございましたけれども、平成19年度に入りまして、4月、5月の2カ月間で8件の倒産が発生いたしております。倒産の原因を見ますと、売り上げ不振のほか、放漫経営、運

転資金の不足が主な原因とされております。一方、廃業の状況でございますけれども、建設業法に基づく廃業届が提出されました件数は、平成12年度以降、増加傾向にございます。19年度は、4月、5月の2カ月で24社から廃業届が出されております。また、一方では、新規の建設業の許可も毎年度行われておりまして、毎年度、約150件の新規の許可が出されておるところでございます。倒産しました建設業に従事していた従業者数につきまして、下のほうに記録しておりますけれども、17年度が29社に306人、平成18年度が30社で172人、平成19年度は8社で88人となっており、平均いたしますと倒産1社当たり、約8人となっております。

次に、建設産業の活性化に関連いたしまして、公共投資の減少、競争激化の中、建設業を取り巻く環境が大変厳しくなっております。そういう中、本県におきましては、経営革新に取り組む意欲ある企業を支援いたしますとともに、技術と経営に優れた企業が適正に評価され、伸びていくための環境づくりを進める「宮崎県建設産業活性化プラン」を策定いたしまして、その推進に取り組んでいるところでございます。

お手元に活性化プランのパンフレットを差し上げております。パンフレットをお開きください。見開きを全部開いていただきまして、左側のページ、上段でございますけれども、「活力のある元気な建設産業を実現いたしますための具体的な施策事業」を掲載いたしております。活性化プランでは、まず1番目といたしまして「経営革新の促進」、2番目といたしまして「優れた人材の確保・育成」、3番目といたしまして「IT化への対応」、4番目といたしまして「公正な市場環境づくり」の4つの柱のもとに、約80の事業で構成されております。

各事業の進捗状況について一部御紹介申し上げます。初めに、経営基盤の強化のところでございますけれども、まず、一番左側の経営力強化のための研修会の開催でございますけれども、建設業者を対象に、県内8カ所で毎年開催しております。昨年度は2,300社の参加がございました。次に、専門家による経営相談窓口の設置でございます。これにつきましては、商工会議所や商工会を会場に、県内9カ所で企業経営者、OBなどが経営相談に応じるものでございまして、昨年度は新商品の特許取得申請方法や市場調査の実施方法などについて、建設業者から124件の相談がございました。

次に、融資制度の活用でございますけれども、融資につきましては、宮崎県建設事業協同組合が行う融資事業につきまして、原資の貸付を行っております。昨年度は310件、約26億円の貸付がなされております。また、商工労働部で所管しております中小企業の制度融資につきましても、建設業者を対象に、912件、約83億円の貸付実績となっております。

次に、新しい分野への進出を促進するための取組内容でございます。まず、4の新分野進出に対する助成についてでございます。平成17年度から新分野進出に際してのマーケティング調査でございますとか、新商品開発等に要する経費の一部を助成しておりますけれども、昨年度は、農業法人の設立計画書の策定でありますとか、介護分野進出のマーケティング調査など4件の助成を行っております。次に、5のセミナー等の開催のところでございますけれども、県北、県央、県西の3地区におきまして、実際に新分野進出を果たしました経営者を交えまして、経営者を対象といたしまして少数精鋭方式で2日間程度の集中セミナーを開催しております。

ございまして、昨年度は40社の参加がございました。後ほど、新分野進出の状況について御報告申し上げますけれども、セミナーに参加した企業の中からも実際に農業やサービス業等に新分野進出を果たす企業が増えつつあります。このほか、人材育成のための技術者研修や、IT化への対応支援として、電子入札の講習会なども実施いたしております。

以上申し上げました種々の事業をより効果的に推進いたしますために、この3月と6月にも開催いたしましたけれども、庁内の20課の関係課から成ります建設産業活性化支援連絡会議を庁内に設けまして、関係課と十分連携を図りながら、全庁を挙げて建設産業の活性化に取り組んでいるところでございます。

最後に、資料の3ページの上段の表をご覧ください。先々週、県の有資格業者1,266社を対象に、聞き取り調査を実施した結果を記載いたしております。676社、約53%が回答いたしております。その調査結果によりますと、これまで新分野に進出した企業数は67社となっておりまして、分野別では、サービス業と福祉介護事業がそれぞれ16社、24%と最も多く、次いで農業の12社、18%と続いております。年次別で見ますと、平成16年が16社、平成17年が17社、平成18年が26社、平成19年は調査日までに8社が新分野へ進出いたしております。徐々に増えつつある状況でございます。なお、新分野進出に際しての課題といたしましては、「資金の不足」「ノウハウの不足」とする回答が多く見られました。また、今後取り組みたい事業分野としては、農業、リフォーム、環境リサイクルと続いております。

あと、個別の特徴的なものを申し上げますけれども、右のほうにあります参考資料2のほう

を見ていただけますでしょうか。細かい字で恐縮ですが、この中から特徴的な点を申し上げますと、まず1番目に、比較的大手、特AとかAのクラスを中心といたしまして、16社が介護福祉部門、有料老人ホームでありますとかデイサービスセンター等へ進出いたしました。左のほうに数字が打ってありますけれども、6番、16番、20番、21番、40番、41番等でございます。

2番目の特徴といたしまして、サービス業の関連でございますけれども、本業の建設業に関連した分野から、まず1番目に廃棄物の処理運搬分野、31、37、64あたりが該当しようかと思えます。2番目といたしまして、継続的な受注が期待できるような維持管理業務への進出が2番、9番、65番あたりが該当しようかと思えます。3番目といたしまして、付加価値のあるサービスの提供が14番、15番、19番、62番あたりが該当しようかと思えます。4番目といたしまして、余剰人員の活用型、例えば、農作業の代行でありますとか、間伐・伐開作業の受託であります、例えば60番、67番が該当しようかと思えます。

3番目の特徴といたしまして、農業分野でございますけれども、農業生産法人等を設立いたしました。ニンジン、キノコ、寒冷地野菜、焼酎用のカンショ、マンゴー、地鶏等への進出が目立っております。例えば17、18、22、26、27、28、29、42、44、66等でございます。

4番目の特徴といたしまして、佐土原にございます宮崎県産業支援財団、ここが建設業者の新分野進出等に精力的に動いておりまして、その支援を受けたものが徐々に新分野進出を果たしておる状況がございます。例えば、1番目でございますけれども、宮崎の塗装業者がボラ等

の地場資源を活用した舗装材料の開発・販売をいたしております。それから、57番でございますけれども、日向市の建設業者が杉の樹皮、いわゆるバーク材を活用した土壌改良材を開発して、環境分野へ進出している例がございます。それから、11番、宮崎市の建設業者が五ヶ瀬町に進出いたしました。ミネラルウォーターの製造・販売、17番でございますけれども、宮崎市田野町の建設業者が農業生産法人宮崎ベジタブルファームを設立し、農業へ進出している例。それから21番、宮崎市の建設業者が経営革新計画の承認を受けましてデイサービスセンターを開業している例。44番でございますけれども、都城市の建設業者が農業生産法人を設立いたしました。農業分野、カンショ生産に進出している例。66番でございますけれども、五ヶ瀬町の建設業者が農業生産法人を設立いたしました。寒冷露地の高冷地野菜生産に進出している例。それから最後になりますけど、44の次の再掲というところがございまして、都城市の建設業者が都城市高城町の指定管理者としてレストランを運営している例、こういうものが特徴的なもので、産業支援財団の支援を受けまして、新分野へ進出している例でございます。

取り急ぎ説明いたしましたけれども、県といたしましては、先ほどの調査結果も参考にしながら、引き続き関係部局、関係課と連携をとりまして、先ほど申しました支援連絡会議を中心に、建設産業活性化プランに基づく諸施策を推進することによりまして、経営革新に意欲的に取り組む企業を重点的に支援しますとともに、技術と経営にすぐれた企業が正当に評価される環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○外山衛委員長 執行部の説明が終わりましたがけれども、御意見、御質問等ございましたら、お願い申し上げます。

○福田委員 今の新分野進出ですが、私も現場を見ていまして、農業と福祉が一番多いんですね。かなり農業面については似通った業種ですよ。重機等の運用等につきましても、うまくいっているケースを私、近くに見ているんですが、今までの水田の面積とか畑というのは区画が小さいですよ。ですから、賃貸する場合、所有が違いますから、畦畔（あぜ道）をとって、そしてすぐれているなど思ったのは、水田の均平、広い区画、1ヘクタール、2ヘクタールをならすやつも、とても農家ではできないような、GPSを使ってやっている。そこに田植えしているのを見ますと、なるほど、建設業関連の皆さんの農業への進出というのは、将来の農業の救世主になるのかなということを見まして、その辺の農業と建設業界、非常に近い業界であるが、今までは全く関連性はなかったからですね、この辺をひとつうまく行政関係でコーディネートしたら非常に私はいいいんじゃないかと思っております。

それから、福祉も見ているんですよ。何件か出ていますが。福祉の場合は、介護保険制度の中での運用ですから、かなり厳しさはあるんですが、いわゆる廃屋、遊休施設を使って利用したケースについては非常に運営がうまくいっているようですね。

新規にやりますと大変だと思うんですが、その辺の問題を、農政水産部があつたり、福祉のほうがあつたりするんですが、うまくやれば、かなり転業が進んでいくのかなと、数件見て思いました。その辺はどういうふうに見ておられますかね。

○持原管理課長 委員から身近な至近例を出していただいている御指摘であろうかと思えます。農業分野へ進出している例というのはかなり多いようでございます。特に都市部でなくて、地域部門では、建設業者が今まで地域において大きな役割を果たしてきて、そういう農業分野のノウハウ、兼業農家等の従業員も雇用しているという部分もありまして、かなりそういう部分のノウハウにもたけておる業者がおるようで、先ほど説明しましたように、例えば、五ヶ瀬町の建設業者が露地野菜に進出している例とか、身近にそういうのを見知っておって、そういう分野へ進出している例というのもかなりあるようございまして、あるいは、都市部ではキノコ栽培とか、ある程度大がかりな分野へ進出している例があるのかなというふうに考えております。

先ほどのパンフレットの中にも、「建設業者の相談窓口一覧」というのを一番後ろのところに載せておりますけれども、農業分野のところは、地域農業推進課とそれぞれの農業普及センターが窓口になりまして、各種相談に応じているところでございます。

それから、もう一つ、福祉分野への進出の事例を紹介していただきました。確かに、介護保険制度のもとで、廃屋とおっしゃいましたけれども、そういう施設を利用して手近にデイサービスセンターあたりへの参入という例が結構あるようございまして。そういうものにつきましても、パンフレットの中ほどにございますけれども、県の高齢者対策課あたりが指定事業者等の窓口になっておりますので、そういうところで指導しているようございまして、全庁的にそういうものについては関係課が連携をとりながら進めているところでございます。以上でござ

ざいます。

**○福田委員** 最後に、業種転換を図る場合に従業員をどうするかという問題ですが、ぜひ、雇用を継続して、特に今、話題の年金、厚生年金等は継続できるような指導をぜひお願いしたいなど。一回業種を転換したら切るんじゃないで。特に農業分野等は、福祉と違いまして同じ従業員等が多いですね。そういう雇用の面の配慮も御指導をいただいております。

**○十屋委員** 2～3教えていただきたいんですが、資料3ページの倒産と廃業がありまして、その下に17年、18年、19年度の従業者数というのが出ているんですが、これは平均8人と言われたんで、倒産・廃業はどのクラスが一番大きいのかというのをひとつ知りたいことと、それと、こちらを見ると、結構、新分野に出ている企業がうまくばらけているというのがあるんですけれども、この関係はどういうふうに見たらいいのかなというのを教えていただけますか。

**○持原管理課長** 例えば、参考1の1の表では、廃業を年度でとらえているものから、倒産も年度で記載させていただいているんですが、通常、倒産につきましては年で整理することになっておりまして、例えば、平成18年で23件の倒産が建設業で起きております。負債総額で32億5,400万ほど出ております。その建設業者の内訳でございますけれども、土木のAが2社、土木のCが5社、土木のDが5社、県の資格がない社が8社、建築Cが1社、電気のCが1社、以上のような状況になっております。ですから、この18年で見る限りはかなり小さいところの倒産が多かったようです。ことしの平成19年の状況を次に申し述べます。平成19年5月までに19社が倒産いたしております。その内訳といたしまして、土木特Aが1社、Aが2社、Bが3社、

Cが3社、Dが4社、県の資格がない社が4社、それから個人的な経営をされている社が2社、以上のような状況ございまして、19年になりましたは1社、特Aクラスが入っておったというような状況でございます。

**○十屋委員** 今、ずっと出していただいたんですけれども、新たに新分野に出たときに、16年なり17年なり進出して、先ほど資金の問題、ちょっと話がありましたけれども、経営的には継続してずっと事業として成り立っていくのかどうかというのちょっと不安なところがあるものから、そのあたりはどうなんですか。

**○持原管理課長** 先ほど、67社紹介をいたしました。そのうちの2ページ目の50番ですね、一番右のほう、事業中断ということで書いてありますけれども、中には非常に厳しい状況で中断をしている企業もございまして。それと、事例を見てみますと、こういう新分野に進出する企業さんの中には、大もとの経営が厳しいということでの新たな分野への進出という事例もかなりあるようでございまして、そういうものについてはかなり苦戦しているような事例も聞いております。いずれにせよ、私どもとしては、建設業の指導をする立場でございますので、次の分野に移った場合に、私どもが直接指導するような立場にはございませぬけれども、産業支援財団とかほかの関係課あたりと先ほどの支援連絡会議を持っておりますので、そういうところで多角的に指導をしていく必要があるのかなというふうには考えております。以上でございます。

**○十屋委員** つまり、他の部署と連携をされているというようなお話を伺っているんですけれども、そのあたりで県土整備部のほうに、こういう業者さんが業種転換して、再度、情報としてこちらに上がってきて、いろんな業者さんが



おられてどうなったというのは把握は全くされて  
いないんですか。

**○持原管理課長** もともと建設業にベースを置  
く社であれば、先ほど申しましたような連絡会  
議、例えば、今回の入札制度改革で非常に厳し  
い状況もあるということで、昨年の3月にも開  
催いたしましたし、今回、昨年度の状況はどう  
だったのかというようなことでのフォローアップ  
をやるということ、6月にも開催しております。  
そういうところでの情報交換なり連絡調整の中  
でいろいろ対応しているところであります。

**○十屋委員** つまり、次の方々が新しく進出  
するときに、どういう経営をやってどういう会  
社であったらそちらのほうに進めるほうがいい  
のか、そういう検証をして、次の段階に来られ  
る方々のためにそういうデータを持っておくべ  
きじゃないかなというふうに思っておったも  
んですから。

**○持原管理課長** その辺は先ほども触れまし  
たけれども、佐土原にあります産業支援財団の  
ほうにいろんな業務を委託しております、そこ  
がいろんなセミナーでありますとか、経営面  
の相談、個々の建設業者の新分野進出に伴う  
経営相談、あるいは今までのノウハウの蓄積  
等を十分持っておりますので、そこを中心  
に今、指導をしているところでございま  
す。

**○十屋委員** これだけ公共投資が少なくな  
ってきて、新たに150社、申請を出されて許  
可したという話なんです、県土整備部とし  
ては、新たに出てくるところを、個人の権  
利ですから抑制することはできないと思  
うんですけども、事実、厳しくなるのが  
わかっていまして、そういうときに、  
県の政策としても、この前、知事

も、自然淘汰もやむを得ないというお話を  
されましたよね。この段階でそれを認  
めていかざるを得ないんですか。許可  
を出さなければいけないんですか。今  
まで個人でやっていらっしやっ  
たから登録されたりするのはわか  
りますけど、県として、土木建設  
業の企業数が多いということで、  
公共投資が少なくなってきた、  
新たな人が許可を求めてくる  
ときに、県土整備部としては  
それはすべて受け入れなければ  
いけないんですか。

**○持原管理課長** 建設業の許可は法律事  
項でございますので、一定の資格要件を備  
えておれば、県として、あるいは2県に  
またがるようなものについては大臣が  
やっておりますけれども、当然、許可  
されるというのが基本でございます。  
ただ、私どもといたしましては、今、  
全国的に建設業者の経営が非常に  
厳しい状況も十分踏まえてお  
りますし、あるいは本県では一般  
競争入札を導入したことに伴  
って、あわせてそういう厳しい  
状況が出ているということは十分  
認識しているところでございま  
すので、今後とも、活性化プラン  
等に基づきまして、技術と経営に  
優れたような企業、あるいは意  
欲ある企業を支援していきたい、  
そういうことで建設産業の活  
性化を図ってまいりたいという  
ふうに考えております。以上で  
ございます。

**○外山衛委員長** ほかに。

**○外山三博委員** これは常任委員会で  
出たのかもわかりませんが、つい先  
だって、生コン組合の幹部の役員  
の方が見えまして、県が発注し  
た工事の中で、5～6社倒産して  
いるわけですね。生コンを含め、  
鋼材、骨材等を納品する。ところ  
が、倒産したのためにその資材  
費が入ってこないで非常に困  
っておると。この話は委員会  
で出ましたか。だったら話がわ  
かりいいんですが、

この委員会も活性化委員会ですから、ダブると思いますし、皆さん方もそれなりの検討をされておるとお思いますからいいと思うんですが、私は農政のほうでこのことを聞いたところ、前渡金を工事契約と同時に4割は払っておるんだと。この前渡金の内容というか、何で払うのかということを知ったら、資材の手当てとかが工事に入るときに必要なから払っておると。だったら、前渡金を払っておる発注元の県のそれに対する責任もあるんじゃないかというようなことを聞いたんですよ。そういう中で、農政のほうは、公共三部と検討していきたいということで、今、倒産が5～6社ありますが、今の入札制度の流れでいけば入り口だと思うんですよね。これから、夏から秋にかけて相当な建設業者が苦境に陥り、倒産をしていく。そうなれば、その周りにおる資材納品の業者等々も全部一緒になって連れていかれてしまったら大変なことで、県が4割の前渡金を支払いしておるんだとしたら、これをきちっと納品業者その他に渡すような何か手だてをやる必要が発注元としてあるんじゃないかということを行いました。今後検討していきたいということでしたが、この件については、今、どういうお考えでしょうか。

**○持原管理課長** 今の公共工事につきましては、西日本建設業保証会社というのがございまして、西日本地区は一手にここが前払保証をしております。前払保証契約が結ばれたものについて請求がありますと、県は4割を建設業者さんの指定の口座、通常の口座じゃなくて前払口座に払うということになっておりまして、前払いの支払い4割を受けました業者さんは、西日本建設業保証会社と銀行との契約がございまして、一定の人夫賃でありますとか、材料費でございまして、そういう工事に着工するための準備資

金的なものを優先して支払うというようなシステムになっておりまして、一定の請求書でありますとか領収証をもとに、銀行から支払われるというシステムになっております。おっしゃったような事例をいろいろチェックしてみますと、保証事業会社と銀行との間でうまく連携がとれておらないような例も聞いております。そういうことで、必要以上に払出しがされておったというような事例も中には聞いております。そういう面でおっしゃっているような事例に発展するのかなという感じはしておりますけれども、基本的には、一般的な債権の優先度の問題でございまして、その辺は法律的な判断にゆだねる部分が多いかと思っておりますので、それを直接県でほかの社に支払うとかいうシステムは難しいかと思っております。しかしながら、今、おっしゃったような状況というのも聞いておりますので、その辺の前払保証口座の受け払いでの問題点とか、その辺は今後、前払保証事業会社あたりとも十分検討をし、研究してまいりたいというふうには考えております。

**○外山三博委員** ちょっとわかりにくかったんですが、資材を納品した業者に、元請の企業が倒産した場合でもその前払保証事業会社が支払うという仕組みになっているんですか。

**○持原管理課長** そうではございませんで、県としましては、前払保証口座に払えば、一応、債務としてはそれで完結でございます。あとは元請業者さんがその口座から引き出して、資材業者さんに払うという関係でございまして、そういうことはなかろうかと思っております。

**○外山三博委員** そこで、生コン組合の方々からざっくばらんな話をいろいろ聞きますと、今言われた請求書なり、それなりの領収証がきちっとあれば支払うようになっておるから、県のほ

うもそういうことを指導しておると。ところが、実際、一回払った金を次の日に戻せと。すべての企業がそうじゃないと思うんですが、そういうことで、ほとんど、今後のこともあるから、資金繰りがあるんだから戻せというようなことで、そんなことをやられたら納品業者はたまつたもんじゃないですね。だから、いろんな仕組みもあるんでしょうが、例えば、前渡金の4割だったらそのうちの2割ぐらいを何かそういう形の担保にするような、別のところに置いておくとか、そういう工夫をしていかないと、活性化でいろんな業種に転換していくという前に、周りの宮崎の産業界がおかしなことになっていくわけですよ。だから、これから私がさっき言ったように倒産が絶対増えてきますよと。だから、しばらくの間はセーフティーネットを業界全体に構築をすることを、前渡金を払うのであれば特に必要があると思いますから、農政のほうも公共三部で検討させてもらいますということですから、よろしく検討をお願いします。

**○徳重委員** 2つお尋ねしたいと思いますが、まず、土木のほうですが、全体的に工事量が少なくなってきたということと、また、経費を削減するという前提かと思うんですけど、Cクラス、Dクラスの工事がたくさん県内にはあると思うんですね。土木事務所管内でもそうだと思いますが、何十本かあるということで、それを絡めて、5カ所ぐらいを大手の業者に一括で出すと。随契になっているかどうかわからないけど、そういうケースが今までかなりあったんですね。今度、250万以上が一般競争入札となったからそうはできないかもしれないが、これに大手が入ってくるというようなことになると、大手がとって下請に請け負わせるというようなケースが非常に多くて、下請の方が非常に困られたと

いうのがいろいろ出てきたんですが、今後、土木の240～250万、あるいは400～500万以内の工事、そういった工事を絡めて発注するという形をとられるのかどうか、そういうケースが今後出てくると想定していいのかどうか、ちょっと教えてください。

**○山田次長** 小規模な工事の発注が今後変わるかどうかという御質問ですけれども、従来のやり方といいますか、それぞれ個別の事業の性格にもよりますし、その箇所箇所でそれぞれ発注すべきは発注しているし、これまでもある程度まとめて出すべきは出しているというような状況でありますので、今のところ極端にそれを変えていくという方針といいますか、考え方は持っておりませんけれども。あとは出先事務所管内において適切な発注のあり方をそれぞれ工夫していくことは今後も当然でありますけれども、業者対策として、今のところそういったことはないと思っております。

**○徳重委員** 倒産が今後出てくるであろうと、工事量も減ってきたということになったときに、小さいクラスの事業の発注を、できるだけ今まで頑張ってきた業者さんに発注できるような体制を今まで以上に私はやってほしいなということを要望したいわけですよ。確かに、経費という点からすると若干は高くなるかなという感じがしないでもないんですけど、一緒に発注する場合と、事業の内容によっては高くなる部分もあるのかなという気はするんですけど、できるだけそういう発注をしてほしいなということを特に要望をしておきたいと思います。

それと、建築のほうですが、今まではよく言われてきたんですが、建築の場合はたくさん業種が入っていますね。土工事、建築、塗装、上下水道、電気、その他いろいろあると思うん

ですが、そういったものを分離発注をすべきじゃないかと。それでちゃんと入札は入札ですればいいと思うんですね。ちょっと大きな工事になりますと、電気、水道、土工、それぞれに250万以上の工事というのはたくさんあるんじゃないかと思うんですよ。それを絡めてやられるから、下請をされる業者さんたちがどうにもならないと。赤字でもこの業者から仕事をもらっているからやらざるを得ないということで、泣き寝入りというんですか、そういった形で仕事をやっていかなきゃならないというケースが出てくるんじゃないかと。今後はなお出てくるんじゃないかと思いますが、その分離発注についての考え方を教えてください。

**○江川次長** 今、おっしゃったのは、分離発注すべきじゃないかというお話ですけれども、実は電気、管等につきましては、200万円を超えると分離発注ということで、既にやっていますよね。ですから、そこは現状でもそういう形で分離して発注しているということでございます。ただ、おっしゃったように、専門業者がいっぱいいらっしゃいますけれども、例えば塗装のみの工事ということでありましたら、塗装の業者そのものに専門業者として発注しているという現状でございます。

**○徳重委員** 例えば1億の建築工事があったときに、塗装が300万という数字が出てくるんであったら、それも分離発注しているという理屈なんですか。

**○江川次長** 今おっしゃった、1億の工事の中で電気工事が200万を超した場合は既に分離発注しています。

**○徳重委員** 塗装もですか。

**○江川次長** 塗装につきましては、そういう形はとっておりませんが、今、分離発注し

ているのは、電気、管、空調等につきましては、200万を超えれば分離発注を事務的にやっているということでございます。

**○徳重委員** 今おっしゃったのは電気と空調、給排水ですよね。防水とかもかなり上がってくる。土工事は一体のものというのかですね。私が申し上げたいのは、例えば塗装にしても、防水にしても、ほかいろいろあると思いますが、皆さん、それぞれ資格を取って専門職がいらっしゃるわけですね。それだけで飯を食っていらっしゃる人。事業を起こしていらっしゃる人。土工は土工、仮枠は仮枠でやっていらっしゃるんですよ。そういう専門職が全部重なって一つのものをつくり上げていくわけですから、元請がすべてを受けて、おたくはこれだけでやってくれということでおろしてくるから、下請さんというか、もうけがないというんですか、ただ労力奉仕というような形の中で仕事をさせられるということをよく言われるわけですね。何とかそこ辺をできるだけ分けてやったほうが、県民にひとしく、あるいは業界にひとしく、そしてそのことが専門家の皆さん方を大事にすることになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○江川次長** よく理解できるんですけれども、塗装とか内装とか、そういうものの総合調整をするのが、いわゆる建築一式工事という分野でございまして、そういうことを言っていくと建築一式というのがなくなるわけですよ。だから、今、建築工事でやっていますのは、いわゆる修繕工事とかで、例えば2つの業種とかいう形ですと分離して出しているんですけど、塗装とか、建具とか、ただ、今、分離して発注しているというのは先ほど言いましたように、電気、給排水、空調等でございます。

○星原委員 資料をいただいて、2ページから3ページを見ているんですが、16年度以降に新分野に進出した企業、67社、この67社は体力的にも何とかなる企業だからここまで来たんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういう流れの中で、19年度の倒産・廃業、4、5月で8社ということは、月に4社という形で見ると、年度で見たときは48社になるのかなと。廃業も24を12で見ると144になってくるのかなと。今までの形で行けば、平均で見たときにそういう数字を見れるのかと思うんですが、地元でいろいろ建設業をされている人たちと話をしますと、ことしの暮れまでに相当数、倒産とかやめざるを得ない企業が出るだろうと。というのは、4月から一般競争入札に入ってきておりますし、過去、16、17、18年、毎年200億ぐらいずつ公共事業費が減額になってきている。この3年間ではやりくりしながら、手持ちで何とか生き延びてきたと。だけど、今後は資金的にも体力的にも非常に弱い状況になってきている中での今回こういう形でありますから、そうなると、要するに、公共事業費の予算ももちろん減額になっていきますが、ことし、大きな台風とか大雨とか、災害でも起きない限りはかなり厳しくなるんじゃないかなと。ですから、そういう人たちは、仕事がないからどっちにしても淘汰されていかなければいたし方ない部分は出てくると思うんですね。そういう中で、我々のこの委員会も今回、活性化、雇用ですから、新しい分野にどういう転換を図っていけるのか、そこまでいく体力のある人たちがどこまで出てくるのかということだと思うんですよ。

ですから、知事が100社企業誘致、1万人雇用と言っているけれども、この建設業の皆さん方の従業員数、5万6,650が平成17年度ですから、

今、19年で見れば5万ちょっとぐらいかなと。そういう人たちの仮に4割ぐらいが今後、この1年ぐらいでそういう状況に近づいてくれば2万人前後の人たちが失業してしまうと。だから、そういうものに対して今やっているいろんな制度、融資やら、ここに書いてあるプラン、こういう形で進めていく中で守っていけるのかなという感じがするんですよ。この1～2年の間はかなりそういう状況に陥っていくんじゃないかなと思っているんですが、県としてはそういう面から見て、建設産業の人たちがそういう状況に陥ることでもうちょっと活性化プランに、地域におりていって地域の声を聞き、どういった手助けをすれば、この67社が今までの増え方以上に増えていくようなうな手だてとか、何かそういうことまで考えていらっしゃるのか。こういうことをやっていますよというプランはいんですが、本当にあした生きていけるかどうかかわらん人たちがこれから多くなっていく中で、その辺の対応の仕方はどのように考えておられますか。

○持原管理課長 やはり、今回のような状況に至っているというのは、全国的に建設業をめぐる公共投資の減少という大きな枠組みの中で考える必要があるのかなというふうに考えております。それで、先ほど説明しましたように、本県と同じような状況が全国で起こっております。しかも、建設投資、これは公共投資、民間投資を含めておりますけれども、ピーク時の6割の水準になっていると。ただし、建設業者数については、横ばいなしはやや減少している程度であると、本県は特にそういう状況にあるのかなというふうに考えております。そういうことで、非常に建設産業をめぐる状況というのは厳しいというのは十分認識しております。ただ、

今回、一般競争入札を3月に導入いたしまして、今、改革が緒についたばかりでございますので、その辺の動向も見ながら、いろいろ検討をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

それと、活性化プランのほうは、一応、20年度までの計画になっておりますので、入札制度の実証等もしながら、あるいは活性化プランのほうも今年度までの計画になっておりますので、そういう見直しの中で対策のほうもいろいろ検討をしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

**○星原委員** 今、改革が始まったばかりだという言い方ですね。その改革が、今までは宮崎県は落札率が96%ぐらいで推移してきて、何とか仕事がなくとももってきた状況ですね。これが、仮に落札率が10%とか15%下がってくれば、今までとまた違う、改革は改革でいいんですが、そのことがまた経営を圧迫する状況になっていくことは間違いない。その上に仕事の全体量が少ないわけですから、今までとこれからの1～2年というのは随分違ってくるという予測を立てて考えておかないと、業者数は、倒産あるいは廃業しても数的には変わらんとは言われていますが、もともとの公共事業費のパイが6割ぐらいになってきているということであれば、当然、数の問題じゃなくて、やめていかざるを得ない、おかしくなって倒産していく、そういう会社が出てくることは間違いないと思うんですよ。だから、そういう流れの中で、新分野なら新分野の産業に移行できる方法の中で、今までとってきた政策というか、資金プランでも、支援プランでも、補助事業でもいいんですが、そういうもので果たして1～2年後、守っていけるのかというのに私は不安感を持ってい

るわけですね。そういうところあたりを本当にどう考えていくのかということが基本にならないと、こういうことをやっています、こういうことです、業者数は減りませんですよということでは、今の時点ではそういう話が出るかもしれませんが、1～2年後はそんな話ができる状況じゃないんじゃないかなと。

というのは、うちにこの前、業界の人が見えて話をしましたが、高城だけでも、12月ごろは片手以上、そういう状況が着実に近づきつつあると。その近づきつつある中で、果たして手だてとして何か方法が、あるいは皆さん方のところだけではなくして、商工労働部とか、あるいは農政とか、全体として考えざるを得んだろうというふうに思いますし、WTOとかEPA問題で、関税引き下げ云々となってくれば農業分野も非常に厳しい状況になってくるわけですよ。だから、そういった世界的な情勢、あるいは国の方向、あるいは宮崎県の方角の中でトータルでよほど考えていかないと、苦しいことを言いますけれども、非常に厳しい状況に入っていくんじゃないかなという想定はしておりますが、各部との連携のとり方の中でも、果たしてこれである程度、全員を救うことはできないにしても、カバーができるというふうにとらえたいんですか。どうなんですか。

**○持原管理課長** おっしゃることもよくわかります。もちろん、私どもの施策だけでやれるものではございません。おっしゃったように、農業、商工、福祉、いろんな分野がかかわってまいりますので、そういう関係課とも十分相談をさせていただいて、困難な状況にならないように対応してまいりたいというふうに考えております。

**○星原委員** 皆さん方のところだけでどうこう

できるとは当然思っておりませんし、本当に県全体として考えていかないとかなり苦しい状況になるというふうに思っておりますので、ぜひその辺のことを連携とる中で、要するに、業界の人たちがこういう事業とか、こういう形に何らかの手だてがあるともうちょっとやりやすいとか、いろんなことが出てくると思うんですよ。そういったものを身近に受け付けるというか、相談できる、ここにもいろいろ相談窓口はあるんですが、人間、行き詰まって行き詰まってどうしようもないときに来ると、今回こうやって進出された企業は、自分たちの先行きを予見されてとか、予想されて出てくるだけの体力があった人ですが、体力のない人たちのこともありますので、ぜひ、連携をとって考えていただきたいというふうに思います。それはもう答弁は要りません。

**○河野安幸委員** 単純なことなんですけど、1点だけ伺いたいと思いますが、農業分野に進出されたのが17件、9%ですわね。農地は貸借なんでしょうか、自分で買われたんでしょうか。

**○持原管理課長** おっしゃるように、農業分野のほうは農地法等の規制というのが確かに厳しい状況も承知しております。それで、例えば、自社の土場を利用して、農地じゃないところを利用してキノコの栽培を始めたり、自分の空地を利用してやったり、あるいは農業生産法人を設立してやる場合、いろいろ方法はあるようで、それぞれ業者さん、工夫をしてやっておるようでございます。

**○河野安幸委員** 市町村の農業委員会に流動化という形でやっておられるわけじゃないんですね。

**○持原管理課長** 農業生産法人を設立してやる場合もありますので、いろんなパターンがある

ようで、農地法のクリアの問題も農改センターあたりに十分相談しながらやられているようでございます。

**○河野安幸委員** まだうちの地元でやるようには見えませんから……。わかりました。

**○前屋敷委員** 新分野進出の状況のデータが出ておりますけど、建設業をやりながら新しい分野にここは進出しているという状況なんですか。

**○持原管理課長** 今、お手元に配付しております参考資料の2のほうで、例えば、26番目の業者さん、焼酎用のカンショ生産を始めたということで、右のほうは完全転業というふうに書いてありますけれども、こういう業者さんは建設業をやめて、完全にこちらのほうに行ったという人でございます。あとは基本的には建設業をやりながら、別会社をつくってやるパターンもあるでしょうし、同じ会社の中でやる場合もあるでしょうし、いろんなパターンがあろうかと思えます。以上でございます。

**○前屋敷委員** 単純に考えて、新しい分野に進出をされた企業では、一定の雇用は増やされているというふうに見てもいいんですか。現在の従業員で運営しているということなのか。

**○持原管理課長** それもいろいろなパターンがございます。例えば、ここに掲げております企業の中で、概算ですけれども、440名ほどの雇用が発生しているようです。ただ、中には建設業で端境期に余剰の人員を充てるケースもあるだろうし、あるいは自分の会社は縮小して、別の会社をつくって、そこに新しく雇用する場合もあるでしょうし、それは個人の経営の問題ですので、いろんなパターンがあるようです。

**○前屋敷委員** 単純に考えて、福祉産業の部門あたりのところは、全く異質な企業になりますので、そういった意味では新たな雇用の拡大に

もつながっているかなというふうにも見れたもんですから。

○外山衛委員長 お答えは要りますか。

○前屋敷委員 いいです。

○外山衛委員長 ないようでしたら、これもちまして県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時14分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部に概要説明をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

お手元に特別委員会資料をお配りしておりますが、商工観光労働部からは、御指示にありました、ここに目次で挙げておりますけれども、「誘致企業の雇用状況等について」、それと「中小企業融資制度について」、この2項目について御説明をいたします。

詳しくは担当課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○森企業立地対策監 それでは、委員会資料の1ページをご覧いただきたいと思います。「県の誘致企業における雇用状況等について」でございます。

まず、1の雇用の達成状況でございますけれども、平成14年度から18年度に誘致いたしました企業延べ107社のうち、既に閉鎖した企業やまだ操業を開始していない企業を除く93社に対しまして、先日、アンケート調査を実施したところでございます。調査の結果、平成14年度は349名の最終雇用予定者数に対しまして、現在の雇

用者数は337名、達成率は96.6%となっております。平成15年度は822名の最終雇用予定者数に対しまして、1,022名、達成率が124.3%となっております。平成16年度以降につきましては、達成率のみ申し上げますが、平成16年度は、達成率が74.8%、平成17年度が55.6%、平成18年度が29.8%となっております。このように、操業を開始いたしまして年数が経過をするごとに達成率が上昇しているというふうな傾向が見られます。また、平成14、15年度につきましては、企業ごとに若干差はございますけれども、全体的には最終雇用予定者数をほぼ達成している状況でございます。

次に、2の正社員・非正社員の割合についてでございます。平成18年12月に、県から誘致企業295社に対しましてアンケート調査を行ったところでございまして、188社から回答がございました。調査の結果、2万1,316名の雇用者のうち、正社員が1万3,803名、非正社員が7,513名となっております。比率で申し上げますと、正社員が64.8%、非正社員が35.2%となっております。県といたしましては、誘致企業に対し、県からの正規職員の採用の拡充については引き続きお願いしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、委員会資料の2ページをご覧いただきたいと思います。企業立地促進補助金の見直しの主な内容について御説明をいたします。今回の補助金の見直しに当たりましては、大型投資案件の誘致促進、あるいは宮崎フリーウェイ工業団地の分譲促進、こういったような課題に対応いたしまして、地域経済の振興と雇用の拡大を図るため、極めて厳しい財政状況の中ではございますが、選択と集中の観点で見直しを行うものでございます。



主な内容でございますが、まず、1の誘致企業等認定制度の新設でございます。これまで、補助金の交付要件である新規、県内、常用雇用者数を満たす企業だけを県の誘致企業として認定しておりました。つまり、誘致企業イコール補助金の交付企業という制度でございましたけれども、今回、企業や市町村からの要望もございまして、補助金の交付要件を満たさない企業で一定の要件を満たす企業、例えば、一般製造業の場合、5人以上の雇用が見込め、かつ、市町村の誘致企業などとして指定された企業、こういったものにつきましても県の誘致企業として認定し、金融相談や情報提供など各種の支援を行い、誘致企業の育成支援を図っていくこととしております。なお、認定を受けた企業でさらに新規雇用などの要件を満たすものにつきましては、(2)以下に書いてございます企業立地促進補助金を交付することとしております。

まず、その補助金の内容でございますけれども、(2)の①の一般案件の補助内容でございます。県外誘致企業の区分につきましては、県外から新規に誘致した場合の補助内容でございます。現行の新設の場合の補助内容とほぼ同じでございます。次に、県内立地企業区分につきましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、地場企業の新設・増設につきましては、雇用割補助のみとするほか、既に誘致した企業の増設を含めて、補助金の交付額を現行制度より低くするなどによりまして、歳出抑制も図ることといたしております。

次に、(2)の②の大型案件の補助内容でございます。これまでの補助金最高限度額は5億円で、九州で一番低い金額でございましたけれども、これを情報サービス業の場合は8億円、製造業の場合は九州最高額となる最大50億円に増

額いたしまして、大量の新規雇用や大きな経済波及効果が見込める大型投資案件の融資促進に対応していくこととしております。

次に、(2)の③の宮崎フリーウェイ工業団地に限定した補助制度の新設でございます。これは、宮崎フリーウェイ工業団地に立地する企業に対しましては、投資割補助を2%高くするなど、他の地域への立地に比べて優遇した補助を行うものでございまして、当該工業団地への立地を促進するものでございます。以上でございます。

**○古賀経営金融課長** それでは、「中小企業融資制度について」御説明申し上げます。資料3ページでございます。

まず、1の事業の目的でございます。中小企業融資制度は、県内中小企業の活性化、環境改善及び経営の安定を図るために、必要な資金の融資を円滑にすることにより、県内産業の振興に資することを目的としているものでございます。

2の19年度原資及び融資枠でございます。当制度につきましては、当初予算で、過年度分と新規融資の4月から6月までの3カ月分として原資171億1,925万1,000円、融資枠480億5,721万円を確保しておりますが、今回、6月補正予算として、新規融資の残り7月から来年3月までの9カ月分として原資112億6,456万4,000円、融資枠340億435万円を計上しております。これにより、補正後の予算は、原資283億8,381万5,000円、融資枠820億6,156万円となります。

次に、3の貸付制度の概要でございますが、これにつきましては、記載のとおりでございますけれども、(2)の融資利率でございまして、現在、1.9%から2.4%としておりますが、御存じのとおり、金利は上昇局面にございまして

て、日銀の政策金利及び短期プライムレートが昨年7月以降2度にわたり引き上げられ、この1年以内に0.5%引き上げられましたことから、県内中小企業融資制度につきましても、来月7月1日から0.2%引き上げ、1.9%となっておりますのを2.1%、2.4%となっておりますのを2.6%とすることといたしております。なお、県制度の金利改定は、平成13年6月以来6年ぶりとなります。

次に、4の制度の仕組みであります。県の中小企業融資制度は、県と金融機関が資金を出し合い、県の定める融資条件で金融機関が中小企業へ融資する制度であります。下の図をごらんいただきたいと思っております。制度につきまして簡単に御説明いたしますと、県が原資を取扱金融機関に預託をいたします。取扱金融機関は、県の預託金と金融機関の資金を合わせまして中小企業に融資を行います。なお、県の原資は、年度当初4月1日に取扱金融機関に無利子で貸付を行いまして、年度末の3月31日に返済する契約となっております。このことにより、金融機関の資金調達コストが抑えられることから、低い金利で融資を行うことができる仕組みとなっております。

4ページをご覧ください。5の産業活性化に係る中小企業融資制度でございます。県の融資制度は19の貸付がございますけれども、この中で、特に、産業活性化に関する貸付として、代表的なものを2つここに記載をいたしております。まず、上の方の産業立地貸付でございますけれども、融資対象者といたしましては、県内に工場、事務所を新設し、または増設する中小企業者または組合ということになっております。表の一番下でございますが、18年度の実績といたしましては、新規融資が16件の13億4,600万と

なっております。うち、誘致企業に係る部分が2件の1億3,000万でございます。下のフロンティア企業等育成貸付でございます。融資対象者は、新分野開拓や国際化の進展に対応した事業の展開、新規開業を行う中小企業者及び組合となっております。同じく、一番下でございますけれども、18年度の実績は、新規融資が167件の14億5,580万3,000円となっております。

最後に、5ページをお開きいただきたいと思っております。県の中小企業融資制度の融資状況でございます。16年から18年までの過去3カ年分の融資実績をここに記載いたしております。また、今、御説明いたしました産業立地貸付、さらにフロンティア企業等育成貸付、そして代表的な貸付で利用の多い貸付でございますが、中段より下のほうに書いておりますが、経営安定貸付、小規模企業サポート貸付、緊急経営対策貸付、これにつきましては網がけをいたしております。一番下、合計を書いておりますが、右端をごらんいただきますと、19年3月末の融資残高をここに記載いたしております。融資件数が8,687件、融資残高が544億2,585万7,000円となっております。

なお、別に、委員の皆様方には「中小企業金融のしおり」というのをお配りいたしております。それぞれの融資条件等につきましては、こちらのほうに詳細を記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**○外山衛委員長** 執行部の説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願い申し上げます。

**○福田委員** 工業団地の件ですが、ちょうど私もそのときおりましたから、今、記憶を新たにしているんですが、テクノリサーチパークが造成をやって、その後、フリーウェイ工業団地でしたね。テクノリサーチパークは当時の佐土原

町の土地開発公社がやり、フリーウェイ工業団地は県の土地開発公社がやったんですが、両方とも現地をよく知っているんですが、フリーウェイ工業団地も非常にアクセス等についてはいいなと当時思っていたんです。両方完成して、テクノロジーサーチパークのほうは、県の当時の工業試験場が中心に立地しましたから、その後、進出企業が張りついていったんです。フリーウェイはそのままになっているんですが、私はテクノロジーサーチパークでもかなり企業の進出に時間がかかったと記憶しておるんですが、その場合、よく聞かれることは、住環境まで整備しないとなかなかですねということを言われました。

当時、テクノロジーサーチパークにはレストランがありませんでしたから、レストランをいろいろな工夫をしてつくってもらいましたが、現実にはレストランは閉鎖に追い込まれたですね。だから、難しいもんだなと思っているんですが、テクノロジーサーチパークもそうですが、工業団地を造成する場合には、事例から、住環境まで整えないとちょっと無理かなということを見ました。フリーウェイ工業団地は交通のアクセス等については非常にいいんですけど、そこに立地する企業の皆さん方も、住環境まではいきませんが、いわゆる日常のちょっとした食事の関連とか、出勤・退社時の買い物等を考えた場合は厳しいなということテクノロジーサーチパークとフリーウェイ工業団地を比較して考えておったんですが、いろんな手だてを打っていますが、景気がかなり上向きになりつつありますから、引き合いも多いと思いますが、現況はどうですか。

**○森企業立地対策監** 宮崎フリーウェイ工業団地への引き合いの状況でございますけれども、これまで、いろんな企業の方をフリーウェイ工業団地のほうにお連れいたしまして見ていただ

いたわけでございますけれども、現在のところは数件の企業が関心を示しておるといふような状況でございます。

**○福田委員** 過去は我々議会もみんな、もろ手を挙げて賛成して建設したわけですが、これからは、ある程度立地する企業の意向等も聞いて団地造成にかかったらいいのかなということを考えておまして、この前もお話を申し上げましたが、工業団地というのは、どうしてもそこに働く方々のことを考えて企業は立地する。あとのまた物流の関係、物流だけがよくてもだめなんで、そういうのが両方かみ合わないと思います。ぜひ、テクノロジーサーチパークとフリーウェイ工業団地を比較しながら、今後の団地造成の、市町村を指導される場合もひとつ材料にしてほしいなと思います。

それから、融資制度であります。それぞれの貸付金について倍率が違うんですが、平均、原資に対してどれぐらいの協調融資倍率ですか。

**○古賀経営金融課長** 大体、協調倍率は2倍から3倍の間ということでやっていますが、平均いたしますと2.2ぐらいかなと思っています。

**○福田委員** 過去にもお話ししたことがあると思うんですが、こういう金融機関の激しい競争時代ですから、もう少し原資に対して協調融資の倍率を引き上げるぐらいの努力をされたらいいのかなと思います。

それから、もう一件、この融資利率プラス保証料が乗るわけですね。保証料が乗った場合はどれぐらいの融資利率になりますかね、平均的に。

**○古賀経営金融課長** 金融のしおりをお配りいたしておりますが、この5ページをお開きいただきたいと思いますが、上のほうに保証料率というのがございまして、CRD評点と左上のほう

に書いております。要するに、企業の経営状況によりまして、今、保証料率が変わっております。一番点数が低い場合は1.75、高い場合が0.4という間になっております。

○**福田委員** それが保証料として別にオンされるわけですね。そこで、問題は、指定金融機関に申し込む、保証協会に上がっていく、ここでのキャッチボールが始まるわけですね。金融機関は「保証協会がちょっと」、保証協会は「地元の金融機関がちょっと」と、このキャッチボールが非常に多いわけでありますが、救済と言いながら、保証協会の貸し倒れ等についても将来、償却しなくちゃなりませんから、大変問題があるんですが、存続あるいは可能性として、ベンチャーあたりがあるんでしょうが、あるものについてはこの見きわめが難しいと思いますが、保証協会と金融機関のキャッチボールはできるだけ簡単にして、融資ができるようなことにならなければ、せっかくつくった中小企業の融資制度、効果をあらわさないんではないかと思うんですが、しかし、一方では貸し倒れという問題がありますから大変厳しいんですが、いかがですか。

○**古賀経営金融課長** 今、福田委員がおっしゃるように、中小企業の方々は困っていらっしゃってすぐお金が欲しいわけですから、融資を申し込んでお金が出るまでの期間というのはできるだけ短いほうがよかろうと思っております。さらに、保証につきましても、今は保証協会だけではなくて、銀行さんに行きますと民間の保証も使っているというようなことを伺います。ですから、これからの保証のあり方については、さらに金融機関、保証協会のほうともよく話し合っていきたいと思っております。

○**榎藤委員** いただきました資料の1の雇用の

達成状況の18年度のところですが、最終雇用予定者数というのが17年から18年にかけて非常に減っておる。現在の雇用者数というのも千四百何十人減っている。これは、93社の中の何か状況が——原因を聞かせてください。

○**森企業立地対策監** 平成18年度、665名という最終雇用予定者数になっておりますけれども、18年度に誘致した企業が16件でございます。なお、16年度に誘致した企業が33件、それから17年度が26件ということで、誘致企業の数が増えれば最終雇用予定者数が増えるというふうな状況になっております。

○**榎藤委員** 2,917から665、1,622から198、これは93社の誘致企業の中に撤退とかがあってこういうことなんでしょうか。この表の継続して見ることを含めて、例えば、17年から18年の数字が減るということは、企業がどこかに行ったりしたのかどうかという、そういう解釈ではないのかということですか。

○**森企業立地対策監** 誘致企業の場合は、立地調印式のときに計画された数字、これを最終雇用予定者としております。その後、企業が工場を建て、従業員を雇ってというふうな経過をたどりますので、どうしても最終雇用予定者数を満たすまでには若干の時間がかかるということでございます。

○**榎藤委員** 聞いておるのは、93社がずっといくんだったら、17年末の2,917というのは、93社がどこかへ行かん限りは2,917というのは変わらないかと。1,622という現在の雇用者というのも、景気が悪くなって50人減ったということはあるかもしれんけど、198との連続性はあるんですか、ないんですかということをお伺いしております。

○**森企業立地対策監** 17年度の2,917名に対す

る1,622名。この数字は、17年度に誘致した企業が19年の6月現在で調査した時点で1,622名採用しているという数字でございまして、今後、年数が経過をしていきますと、現在の雇用者数1,622名というのは今後増加する可能性のある数字でございます。

○権藤委員 17と18は連続性はあるんですか。

○森企業立地対策監 連続性はございません。

○権藤委員 私の理解不足かも知らんけど、93社のアンケートを14年から18年対象でとって、その間の最終雇用予定者数というのは私は増えていくという理解をしていたんですよ、継続性があればね。それが18年になってぽこっと大きな数字が減っているの、93社のアンケートというのが……。

○森企業立地対策監 すみません。この表に立地件数を加えておりませんでしたけれども、例えば、14年度に立地した企業全体を合計いたしますと349名の雇用の計画がございまして、これが19年6月現在に調査した時点で、この349名の雇用予定者数に対して、今現在、何名雇用しているかという表でございます。

○権藤委員 後で聞きます。

次に行きます。2ページの誘致の補助金を50億円ということにしたんですが、細部のルールが私もわからないんですが、例えば富士通のプラズマ等は造成その他は終わりかなとも思うんですが、こういう場合に、今できた助成額との関係で、既存のものについては適用を受けないとか、そういったもの等で、あそこは何か正社員以外も含めると1,000名ぐらい増えるんだという説明を工場見学で聞いたんですけども、補助対象の始まる時とか、今回の補助の増額を含めて、お願いします。

○森企業立地対策監 今回の企業立地促進補助

金の施行につきましては、今、7月1日を一応予定しております。したがって、今回の新しい補助金の交付要綱につきましては、7月1日以降に立地調印をした企業から適用することとさせていただきます。

○権藤委員 わかりました。

3ページの今回の補正の融資枠の話と、5ページの実績表を見たときに、融資枠、これが仮に18年度だったとしますと820億に対して304億ですよと、こういう解釈でいいんですかね。年度をちょっとずらしますが、今回準備する融資枠。

○古賀経営金融課長 補正後でございますけれども、新規融資枠が450億、既存の部分に係るものが約370億ということです。

○権藤委員 5ページの一番下の融資トータル枠があるじゃないですか。これが今回、補正で1年違うわけだけれども、仮に実績と予算という意味で見ると、ことし800億補正で用意しましたよと、それに対しては、昨年例ですけど、304億でしたと、そういう見方でいいのかどうかということです。

○古賀経営金融課長 そのとおりです。去年は実績に書いてありますとおり新規融資は304億です。これに対応する部分が今年度、融資枠といたしましては450億用意をいたしておると、その残りの部分については過年度分に対応する部分だということです。

○権藤委員 例年、消化率というか、枠ですから、余裕があつて当然いいわけですけど、50%ぐらいですか、40%ぐらいですか。

○古賀経営金融課長 昨年度は60%ぐらいの消化率でございましたが、その前年度、前々年度は40%台ということで低うございます。

○権藤委員 わかりました。

○矢野新産業支援課長 先ほど、権藤委員の1

ページの数字の件ですけど、ちょっと説明させてもらいます。14、15、16、17、18、各年度において立地調印した企業が1個ずつ最終雇用者数を挙げたものを足し上げたものです。ですから、17年度、2,917人は、「FHP」とか「デル」とかありましたけれども、こういう大型の企業やその他を含めた26社分が最終雇用予定者として挙げたものです。その下の1,622ですけれども、これは、例えば、デルが調印したときに、計画として5年間で採用していきますということで、この年度では最初の年度の雇用者数しか挙げていません。それと15年度ですが、逆に増えていますけれども、これは最初、5人ぐらいの雇用予定だったのが今、50人になっているとかいう企業等がありまして、こういう数字が挙がってきているところでございます。以上でございます。

**○権藤委員** 私は、誘致の累積というか、貢献度というものを見る資料として見ていたもんですから、そういう質問をしました。理解しました。

**○前屋敷委員** 正社員、非正社員の割合が資料で出されましたけれども、非正規社員雇用が7,513名ということで、回答率は63.7%ということですので、引き続き、雇用の実態を調査していただいて、私は、誘致企業ですから、非正規でなくて、やはり正規というものを追求していただきたいというふうに思うんですよね。そういう観点から、再度といたしますか、継続して調査と要請、指導、お願いしたいというふうに思います。

**○外山衛委員長** では、お願いしておきます。

それでは、終了いたします。皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時49分再開

**○外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

まず、協議事項でございますけど、7月17日から19日にかけて実施いたします県南調査についてでありますけれども、前回委員会での一任を受けまして、正副委員長のほうで調査の日程案をお手元の資料1のとおり決定いたしました。が、ごらんいただきたいと思います。

**○外山三博委員** これは1泊で、後、帰ってくるんでしょう。これは予算がそうなっているんですか。前は大体2泊しておったものですが。

**○外山衛委員長** 必ずしもそうでもなくて、2泊でもできるんですが、たまたま行程が宿泊はしなくてもいいだろうという判断だと思います。だから、これが遠くであれば、もちろん宿泊もできるということですね。

**○鳥飼委員** 商工会議所とかはわかるんですけど、この選定理由、行ってどこ辺を見ようと、ちょっと選定理由を説明してください。

**○権藤委員** 私も同じです。要するに調査の角度、目的、そういうものを若干事務局から説明を。

**○外山衛委員長** 私からします。たまたま私、地元でございますから。

**○権藤委員** 全部の説明を。

**○外山衛委員長** まず、「JSTイノベーションサテライト宮崎」及び「ウッドエネルギー協同組合」「京屋酒造」を挙げております。

まず、「JSTイノベーションサテライト宮崎」、ここは科学技術の振興基盤の整備及び産学官の共同研究の概要等について説明をいただきます。

「ウッドエネルギー協同組合」では、木材産業

の現状及び事業内容についての説明をいただき、施設の視察をしたいと。もちろん重複する方もいらっしゃると思います。

「京屋酒造」におきましては、事業内容について伺って、施設を視察するという簡単な現場視察でございます。甕雫（かめしずく）のメーカーです。

翌18日、「日南商工会議所」及び誘致企業「ユー・エム・シー・エレクトロニクス」を挙げております。会議所におきましては、日南市における産業振興事業、今進めているものがございますので、それについて話を伺う、また、アドバイスをしていきたいと思っております。「ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社」では、施設を視察した後、事業内容等について説明をいただくと。「ユー・エム・シー・エレクトロニクス」につきましては、2005年に宮崎工場を誘致、新設しまして、富士通日立プラズマディスプレイ関連の部品もつくっている会社だそうです。この日は、調査箇所が宮崎市内でございますから、日帰りとなります。

最終日19日、「トランスコスモスCRM株式会社」を候補先として挙げています。「トランスコスモスCRM株式会社」は、誘致企業として平成13年11月に設置をされておまして、コールセンターでございます。今度、駅前に新たにコールセンターを増設したようですから、そこに伺うようにしております。

以上が主な訪問先の概略です。

**○星原委員** せっかく委員長、副委員長でこうやって決めていただいているんですが、県土整備部がこれだけの説明をしたんですよね。新分野に進出したとか、そういったところあたりにも1社か2社か行って、現実に来てみて、どういう課題があるのか、これは全部、来ている

ところの企業の話だけであって、今後に向けてはやっぱり新分野に進出した企業あたりの話の課題とか、状況あたりも一方では調べたほうがいいんじゃないかなという感じはするんですね。

**○外山衛委員長** おっしゃるとおりです。実は第1回目の概要説明が商工が主だったものですから、商工に偏ったような傾向があります。ですから、もし、あれであれば県北調査のほうで逆にむしろ重点を置いて行程を組んだらと思えますが、いかがでしょう。

**○榎藤委員** それと、その華々しい話はないだろうけど、現地を見れば、もう何となくわかる所もあると思うので、5人、10人の事業を始めるようなところもあると思うんです。だから、現場を見て、簡単な説明を受けるということで1カ所ぐらいはどこか入れてもらいたいと思うけれども、そんなふうなスケジュールを組みかえてもらったら。

**○外山衛委員長** 時間も余裕ありますからね。そのことは正副委員長で協議して、極力、取り入れるように検討いたします。星原委員の話は県北でよろしいですか。

**○星原委員** いいですよ。入れてください。

**○外山衛委員長** お願いいたします。

出欠につきましては、書記がまた確認いたします。

調査時の服装は「夏季軽装」、いわゆるクールビズで行きたいと思っております。了解を得ておりますので、この格好でよろしいと思っております。

8月7日から9日の県北調査につきましては、今、星原委員からの御指摘もございましたので、その調査先について御意見等ございましたら。

**○外山三博委員** さっきの一覧表が出ておったが、五ヶ瀬の水をつくる会社、ここもできたら。

○外山衛委員長 了解しました。

きょう、この場で突然ですから、また要望等がございましたら、書記を通じていただければ日程に組み入れたいと思います。今の外山委員の意見は組み込みたいと思います。

その他、県北調査先につきましては、できるだけ早目に皆様に打診をしたいと思います。

○星原委員 県北は2泊にしてください。

○外山衛委員長 そうなると思います。県北は五ヶ瀬も行けばですね。

それでは、県北調査先については、正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程は決定です。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時59分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

最後になります。7月23日の10時から委員会を予定しております。資料請求とか何かございますれば、今この場でなければ、また書記を通じていただければと思います。

特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。

午後0時0分閉会